

大阪市通学路安全プログラム

令和2年6月

（令和5年6月改訂）

大阪市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を進め、「大阪市通学路交通安全プログラム」を策定した。

また、平成 30 年度に教育委員会事務局、危機管理室が「大阪府北部地震にともなう通学路安全対策会議」において、ブロック塀・空き家を含む建物等の安全対策を実施した。

さらに、平成 30 年 6 月に文部科学省より「『登下校防犯プラン』について」の通知の中で、児童生徒の登下校時の不審者事案により他都市でも未来ある尊い命が奪われるという痛ましく許しがたい事件が発生したことから、平成 30 年 9 月までに、防犯の観点で通学路緊急合同点検をすることとなった。

上記により、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「大阪市通学路安全プログラム（以下、「本プログラム」とする。）」を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、交通安全・防犯・防災の 3 観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることとする。

2. 大阪市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大阪市通学路安全推進会議（以下、

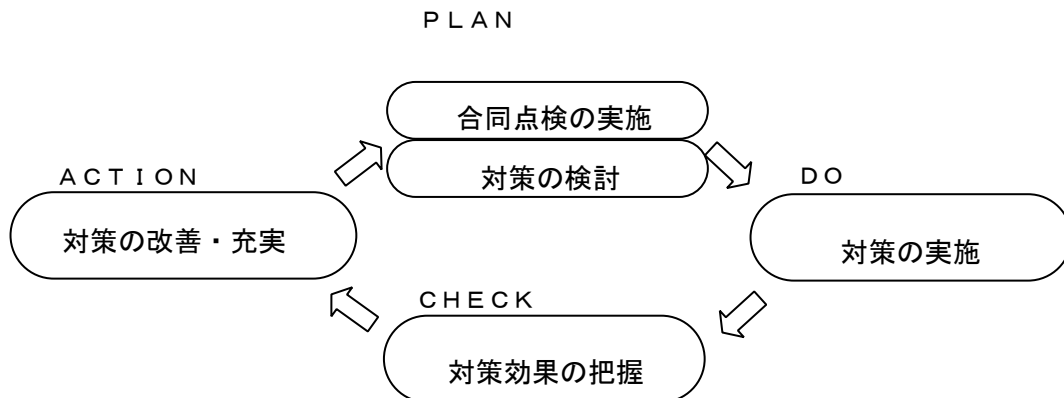
「推進会議」とする。）」を設置する。本プログラムは、この会議で策定した。

- (1) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
- (2) 大阪府警察本部
- (3) 区役所（代表区：こども・教育部会、くらし・安全・防災部会）
- (4) 危機管理室
- (5) 市民局
- (6) 計画調整局
- (7) 建設局
- (8) 大阪港湾局
- (9) 教育委員会事務局

3. 取組方針

- (1) 【基本的な考え方】 緊急合同点検を踏まえた対策完了後も通学路の安全確保に向けて、引き続き取り組んでいく。
これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていく。

- (2) 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



①【PLAN】

<合同点検の実施>

○定期的な合同点検のサイクル

- ・小学校区ごとに、必要に応じて区長マネジメントにより適宜合同点検を実施する。

○合同点検の実施体制と実施時期

- ・合同点検の実施に先立ち、学校教職員、保護者等を含めた『学校関係者』による通学路の調査を実施し、安全対策（交通安全・防犯・防災）の内容に応じて合同点検会議において必要である箇所を抽出し、対策一覧表（別添①）及び位置図（別添②）を作成する。
- ・行政区ごとに、学校関係者やその他関係機関が参加する合同点検の実施体制を構築し、上記の対策一覧表（別添①）及び位置図（別添②）を参考としながら合同点検を実施する。なお、既に体制が構築されている場合は、その体制を活用することができることとする。
- ・各年度の実施箇所と実施時期については行政区ごとの合同点検会議で決定することとする。

<対策の検討>

・交通安全

対策必要箇所ごとに、学校で交通安全教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に応じて交通規制や、区画線の設置や路面のカラー化のようなハード対策など、具体的な対策メニューを合同点検で検討する。

- ・防災対策必要箇所ごとに、学校で防災教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に応じてブロック塀や空き家の所有者への適正管理の啓発など具体的な対策メニューを合同点検で検討する。

- ・防犯

- 対策必要箇所ごとに、学校で防犯教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に応じて警察官による警戒やパトロール、注意喚起など、具体的な対策メニューを合同点検で検討する。

②【DO】

<対策の実施>

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。また、各行政区と工事実施機関が連携し、地域住民や学校関係者に対して、工事施工日（期間）について情報共有を行う。

③【CHECK】

<対策効果の把握>

- ・合同点検結果に基づき対策を実施した箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各区合同点検会議で、対策の効果を把握するとともに、推進会議に報告する。
- ・対策効果を把握する方法については、区担当者が、「現場を確認する」「学校関係者から意見を聴取する」「学校関係者によるアンケートを実施する」「地域の見守り隊（ボランティア）等から意見を聴取する」等が考えられる。
- ・対策効果の推進会議への報告については、各行政区が毎年1月末までに、推進会議の定める様式により、推進会議事務局あて行う。

④【ACTION】

<対策の改善・充実>

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 点検結果や対策内容の情報共有

- ・小学校区ごとの点検結果や対策内容については、対策箇所図や対策一覧表を作成し、推進会議のメンバーで共有するとともに、毎年4月中に大阪市ホームページにおいて公表する。
- ・最終、各区の合同点検会議においても点検結果や対策内容について進捗管理し、次年度に向けての総括を行う。